

不良空き家除去にかかる補助金制度

住宅などの空き家で、倒壊などの恐れのある危険な建物を解体する所有者などに対し、撤去費用の一部を補助する制度です。

申請できる人

- ・ 空き家の所有者
- ・ 空き家の所有者の相続人
- ・ 空き家の所有者の同意が得られている土地所有者

補助対象となる空き家／町内にある個人所有の住宅で、町から不良空き家の認定を受けたもの（延べ床面積の半分以上を住居として使用していたもの）

※事前に不良空き家の認定を受ける必要があります。町が実施する住宅の不良度判定で評価が基準以上となる空き家が認定されます。

※同一敷地内に居住者がいない土地であることなど、条件があります。

補助対象工事

- ・ 認定された不良空き家およびその敷地内にある全ての工作物を除却すること。

・ 有田川町内に本店を置く事業者に請け負わせる工事であること。

● **補助金の額**／除去費用の3分の2（上限50万円）

※家財道具や塀、樹木など対象建物以外の撤去処分費用は対象外。

● 募集予定戸数／20戸程度（予算に達し次第締め切ります）

● 申請受付場所／建設課（吉備庁舎）、清水行政局建設環境室

● 申請受付期間／5月9日（月）

令和5年（2023年）1月31日（火）

※役場開庁日時に伴う

※着工後の申請は受け付けません。

※その他諸条件があります。詳しくはお問い合わせください。

問 建設課（吉備庁舎）

登録はお済みですか？ ありがたわ防災・行政ナビ

防災無線の放送内容やハザードマップ、緊急情報を確認できます。お出かけ先でも有田川町の情報をチェック！

「ライブビジョンアプリ」をインストールしてください。無料で利用できます。



iOS
(iPhone)



android
(スマートフォン)

乳幼児を子育て中の皆さまへ 子育て支援センターは 皆さまの子育てを応援します！

ベビーマッサージ～親子のきずなを深めよう～

- 日時／5月17日（火）13:30～14:30
- 場所／子育て支援センター
- 対象／2カ月～1歳くらいまでの赤ちゃんとママ
- 定員／10組程度
- 用意するもの／バスタオル・おむつ・飲み物
- 講師／佐々木久美子さん
- 参加費／無料
- 申込／5月2日（月）8:30～

	開設日時など	
あそびのひろば	金曜日（5月6日・13日・20日・27日） ※予約制。 詳細は予定表でご確認ください。	10:00～11:00 14:00～15:00

※実施状況や毎日の予定表などは、町ホームページでもお知らせしています。

子育て支援センターでは、一時預かり保育を行っています。詳しくは町ホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。



子育て支援センター ☎ 090-7966-1697・52-5474（ファクス兼用）

有田川町 公式 SNS

有田川町の最新情報や魅力を SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）で発信しています。



Twitter

有田川町役場
@join_hajimail



Facebook

有田川町役場
@AridagawaTown



Instagram

有田川町
@aridagawa_official

|| 広報ありがたわがアプリで読める！



広報ありがたわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App Store または Google Play からインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。